

2020年度概算要求一覧(地域文化創生本部関連)

資料5-1

(単位:百万円)

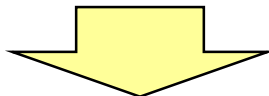
事業名	前年度 予算額 (A)	2020年度概算 要求・要望額 (B)	増減額 (B)-(A)
I. 文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進			
「地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」等普及促進	3	3	0
地域計画等活用拠点形成事業	247	132	▲ 115
地域文化財総合活用推進事業 ※1	1,566	1,615	49
II. 文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成			
障害者による文化芸術活動推進事業	300	394	94
生活文化の振興等の推進	12	103	91
メディア芸術祭地方展	40	40	0
全国高校生伝統文化フェスティバルの開催	12	12	0
伝統文化親子教室事業	1,284	1,351	67
文化芸術創造都市推進事業	12	12	0
アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流推進	66	66	0
III. 文化資源の”磨き上げ”による好循環の創出			
戦略的芸術文化創造推進事業(うち生活文化等連携推進)	20	20	0
文化芸術創造拠点形成事業	1,051	1,351	300
IV. 文化発信を支える基盤の整備・充実			
文化行政調査研究	21	21	0
地方文化行政状況調査	1	1	0
新たな政策課題への対応のための調査研究	8	12	4
地域文化創生本部管理費等 ※1	120	174	54
事業選考委員会の開催	1	1	0
合 計 ※2	4,766	5,309	543

※1 全てが地域文化創生本部で処理するものではない。

※2 単位未満四捨五入の関係上、合計額は一致しない。

文化財を中核とする活用拠点の整備を推進するため、文化財保存活用地域計画等策定地域の優れた取組に対する支援

(文化財保存活用地域計画) 市町村が、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国が認定



○地域計画等活用推進

文化財保存活用地域計画等に基づき実施される人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備(古民家の活用に資する改修を含む)等を支援を実施



人材育成を目的とした
文化財ガイド育成事業を支援



普及啓発を目的とした
体験イベントを支援



活用を目的とした
古民家等の改修を支援

地域文化財総合活用推進事業

令和2年度要求額 1,615百万円
(前年度予算額 1,566百万円)



目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

事業概要

◆地域文化遺産

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化財の保護団体等が行う活用のための人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための取組を支援。実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

取組内容

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化財の確実な継承基盤を整え、普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化



(金沢駅前で披露される加賀獅子)

◆文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。

「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施



(文化財の総合的把握調査)

◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進。

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイドの育成研修)

◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域に対して、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組等について支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進。

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及啓発・人材育成・保護活動等の取組を支援



(人材育成の取組)

地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)

令和2年度要求額 1,133百万円
(前年度予算額 1,133百万円)



■現状の課題等

- 文化財は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、**地域に活力を与える国民共有の財産**
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退や文化財の担い手不足で、**地域の文化財が消失の危機に直面**

■文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月閣議決定）

有形・無形の文化財について、価値の適切な継承に資するよう、**地域振興等、観光・産業振興等への活用**のための取組を推進
日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきもの。**日本人自身がその価値を十分に認識**した上で維持、継承、発展させることが重要

事業概要

■目的

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興及び地域活性化を推進

地方公共団体

地方公共団体が文化財を活用した地域の目指すべき姿を戦略的に計画
当該計画に合致する**補助事業を手段として実施計画を実現**し、評価

補助事業者

文化財の保護団体等で構成される実行委員会

■補助対象事業

地域の文化財次世代継承

- ・人材育成(ボランティア等)の育成)
- ・普及啓発(伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催 等) 等

域内の文化財を総合的に活用

伝統文化継承基盤整備

- ・無形文化財に用いる用具の修理・新調 等
- ・後継者養成、継承のための記録作成 等

文化財継承のための基盤を整え
活用効果を下支え

観光客の
増

交流人口
の増

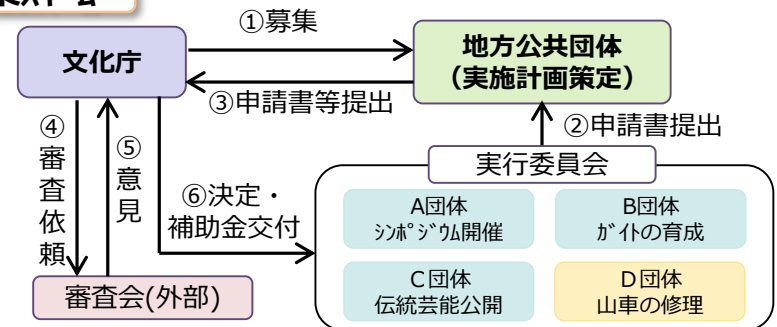
保存会
会員の増

UIターン
率の増

⋮

地域に活力・地域の誇りを醸成

事業フロー



活用事例

民俗芸能大会 の開催



ヘリテージマネージャー
の育成



文化財継承のための 用具修理



地域における
茅葺技術の継承



地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）

令和2年度要求額
（前年度予算額）

267百万円
246百万円



目的

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

事業概要

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」の作成等事業を支援

取組内容

「文化財保存活用地域計画」の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援



（文化財の総合的把握調査）

保存・活用
の促進

重要文化財等に指定・選定して
個別に保護措置

社寺仏閣

遺跡

舞踊

仏像

お祭り

古民家

地域社会
全体で文化財
の継承



市町村：文化財保存活用地域計画の策定

保存・活用のために必要な措置

- ・情報発信、普及啓発、人材育成
- ・原材料の確保、修理技術等の継承
- ・民間と連携した取組 等

障害者による文化芸術活動推進事業

令和2年度要求額
(前年度予算額)

394百万円
300百万円)



課題

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(以下、基本計画という)に基づく施策を推進していくことが必要。

平成31年3月に策定した基本計画に規定された基本的施策に沿って、重点的に事業を実施する。

令和2年度事業の拡充内容

① 障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充等

障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表機会の確保などについて、国として取組を推進していくため、基本計画に掲げる基本的施策のうち、試行的な取組や、日本の障害者の優れた文化芸術活動の周知につながる国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的に支援を行う。

鑑賞機会の拡充に向けた取組

障害者が必要な支援を受けて文化芸術に触れたり鑑賞する機会や、自らも芸術活動に参加するという体験機会の拡充に向けた取組を行う。

創造機会の拡充に向けた取組

- 障害者が自ら芸術を創造することができる環境を整備するため、以下のような取組を行う。
- ・ 障害者に対する創造の場の確保や情報提供などの支援や創造活動を支援するための人材の養成 等

発表機会の拡充に向けた取組【拡充】

障害のある方たちが制作した魅力ある作品など、日本の障害者の優れた文化芸術活動の成果を広く発信することに対し支援する。特に、国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的な支援を行う。



国際的な催しでの実演



国の美術館における展示

② 作品等の評価を向上する取組等【拡充】

障害者の芸術作品等が広く世間に認識され、適正な評価を受けられるよう、国の美術館等において展示の取組等を行っていく。特に、2020年度は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、パラリンピックを念頭に置いた展示やシンポジウムなどを実施する。

③ 地方自治体に対する新たな支援等【新規】

障害者による文化芸術活動を推進していくためには、地方自治体における取組も重要になることから、今後、地方における独自の計画策定やそれに基づく文化芸術活動の推進を図るための事業などを実施できるよう、新たな支援を行う。

現在(2019年度)

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度以降

2018年度
法案成立
2019年3月
国の基本計
画策定

2019年度～(数年間)
障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表機会の確保に向けた取組について
重点的に、国としてモデル的な取組を推進する。

地方において検討を開始

地方における独自の計画策定やそれに基づく文化芸術活動の
推進を図るための事業などを新たに支援

国の基本計画を見直し
(2023年度から)

見直した計画に
基づく取組の
推進を検討

生活文化等における課題や展望等の実態を把握するとともに、食文化をはじめとする生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる施策を展開する。

生活文化の振興等の推進

1. 暮らしの文化を支える

■生活文化調査研究事業

16百万円（12百万円）

・平成30年度までの生活文化に関する基礎的な実態調査を踏まえ、平成31年度以降は各分野の詳細調査を実施しつつ振興策を検討し、国民に対してアウトプットを行う。

■生活文化等映像資料制作事業

36百万円（新 規）

・国民生活等とともに変化を続ける生活文化等について、現在の状況を映像資料として記録・保存することで、変わりゆく生活文化等の次世代への継承などを図る。



2. 暮らしの文化で育てる（別掲）

■伝統文化親子教室事業

（1,351百万円の内数）

・次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性をかんよう（涵養）することを目的に実施。



3. 暮らしの文化を生かす（別掲）

■戦略的芸術文化創造推進事業

（906百万円の内数）

・生活文化等によるインバウンド等を対象とした「本物」の体験や生活文化等を異業種との連携による展示など従来とは異なるアプローチにより新たな需要を創出し、「各分野の活性化」「生活文化等の魅力向上」「後継者の確保」を図る。

食文化の振興の推進（新規）

■食文化振興推進事業

50百万円（新 規）

・食文化が、芸術や伝統など様々な価値を有する文化芸術の一つとして、国内での地位を確立するため、食文化関係団体等と連携しながら、「文化芸術としての食文化」の振興を推進する。

暮らしの文化の多様な価値を生かした、文化芸術立国の実現

伝統文化親子教室事業

令和2年度要求額

1,351百万円

(前年度予算額)

1,284百万円)



- 第1期文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）
将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努める。
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ・・・子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）
「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、・・・子供や障害者等の文化芸術活動の推進・・・に取り組む。
- 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）
大人と子供が向き合う時間を確保するため・・・「キッズウィーク」を設定し、多様な活動機会の確保等を官民一体で推進する。

教室実施型 1,145百万円(1,145百万円)

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供により、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）すること

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し有識者審査を経て決定「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供

支援事業数：約4,070教室

（うち重点分野推進枠70教室（民俗芸能））



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

地域展開型【拡充】 96百万円(46百万円)

目的：伝統文化等を振興する自治体が地域の文化を掘り起こし、集中的に体験できる多様な機会を創出することにより、キッズウィーク等の休日における活動機会や障害のある子供の体験機会を確保するなど、地域の多様な人々の社会参画や子供の体験活動機会の充実を図ること

教室実施型が実施されている地域の指導者等の協力により、事業を充実・発展させること

参加対象：地域に在住する親子等

実施主体：地方自治体

支援事業数：約40地域（令和元年度約30地域）



郷土食文化体験



祭り太鼓体験



きもの文化体験

調査研究及び審査経費等【拡充】 110百万円(93百万円)

新たに、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査するとともに、自治体の伝統文化、生活文化等の体験事業を調査し、その結果を教室の実施団体に還元することにより、事業の改善や更なる効率的・効果的な実施に繋げる。

◆文化芸術創造都市とは

文化芸術の持つ創造性を活かした**産業振興、地域活性化等の取組**。世界規模では、ユネスコが中心となり、**国際的なネットワーク**を形成。

◎文化芸術創造都市が注目を集める理由

製造業の衰退など産業構造の変化による都市の空洞化や荒廃が問題となる中、行政・芸術家・市民・企業などの連携のもとに取組が進められ、欧州で成功事例が出現。

◎欧州の事例 ビルバオ(スペイン)

- 造船業や鉄鋼業を基幹産業としていたビルバオは、1970年代以降の失業者の増大に苦悩
- ↓
- 荒廃した地域に現代美術館であるグッゲンハイム美術館分館を建設等
- ↓
- 5年間で、515万人の入館者。直接雇用は4100人、観光などの間接雇用は4万人増加。税込で1億1750万ユーロの経済効果。「芸術が衰退した都市を蘇らせる起爆剤になる」という欧州のモデルケースに。

事業内容

◇ 文化芸術創造都市に取り組む自治体及びその関係者に対して、一括した情報収集・提供等を行い、**国内の文化芸術創造都市ネットワークの充実・強化を図るとともに、各都市の取組を支援、促進。**
(事業例) 創造都市セミナー、ワークショップ、国際展部会等の開催

◇ **文化庁長官表彰に文化芸術創造都市部門を設け、市民参加の下、文化芸術の力により地域の活性化に取り組み、特に顕著な成果をあげている市区町村を表彰。**



＜創造都市ネットワーク(CCNJ)総会in浜松＞

➤ 文化芸術創造都市を核として、文化プログラムに関する地方自治体等との連携を展開

国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス（AIR）※事業を支援することにより、AIR実施団体の国際的な協力関係が活発になり、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出する。

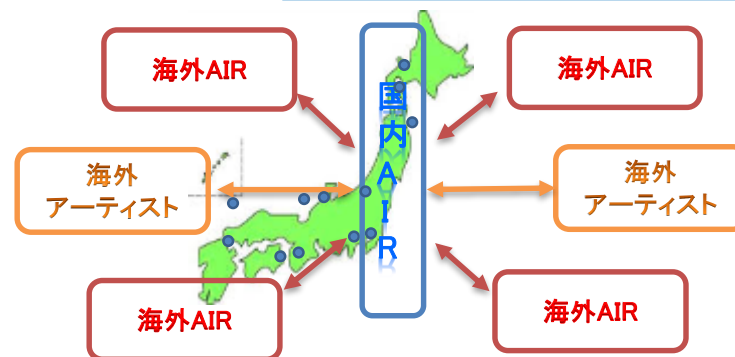
※アーティスト・イン・レジデンス（AIR）…国内外の芸術家を招へいし、地域で滞在型の芸術活動を行うもの

現状 海外の芸術家との交流が萌芽



次の段階

海外のAIR団体との日常的かつ、継続的な交流が実現



【事業内容】

○国内のアーティスト・イン・レジデンス団体に対する支援

- ・国内外のアーティストが一定期間、地域に滞在して行う創作活動や研究・調査活動を支援
- ・これに関連する地域でのアウトリーチ活動（広く一般の方を対象とする作品発表、セミナー、ワークショップ等）を支援

○支援対象となる団体

1. 拠点的なAIR団体（700万円を上限）

他のAIR団体との連携や他のAIR団体への支援を行い、全国の拠点となるような団体

2. 小規模なAIR団体（300万円を上限）

全国津々浦々で、外国人アーティストが創作活動を行えるよう、小規模あるいは新規団体



＜アーティスト・イン・レジデンスでの創作活動＞

- 我が国のアーティスト・イン・レジデンスが、国境を越えたアーティストの交流の場として機能
- 地域における国際文化交流の推進

2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上**させるとともに、**多様で特色ある文化芸術の振興**を図り、ひいては**地域の活性化に寄与**する。

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援（補助率：1／2）

- 補助対象事業者：地方公共団体
- 補助金上限額：①地域の文化芸術の振興に資する取組 3千万円
②地域の文化芸術の振興に資する萌芽的取組【拡充】 2千万円
（当該地域において新たに実施する取組、異分野と連携して地域課題の解決を目指す取組 等）
- 補助対象経費：文芸費、舞台費、報償費、消耗品 等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とする地域の文化芸術資源を活用した文化事業を実施

【取組例】・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
・芸術祭、音楽祭、写真展、美術展、メディア芸術の展示 等



舞台芸術への県民参加推進プロジェクト（新潟県）



浅間国際フォトフェスティバル（長野県御代田町）

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

【事業内容②】

地方公共団体等における文化芸術分野の専門的人材の確保、地域のアーツカウンシル機能の強化等、地域の文化施策推進体制を構築する取組を支援（補助率：1／2）

- 補助対象事業者：地方公共団体（都道府県、政令指定都市）
- 補助金上限額：2千万円
- 補助対象経費：専門人材及び専門性を有する組織による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費 等

都道府県・政令指定都市

委託等

文化振興財団等

文化芸術施策の
立案・遂行

助成事業

調査研究
情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ
独自の職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

令和元年8月30日

令和2年度予算・機構定員要求について

※資料は別添の通り

- ・令和2年予算概算要求等の概要
- ・令和2年度重点政策課題

〈問合せ先〉

予算・機構定員全般： 参事官 廣瀬 総務課 課長補佐 猪飼（いかい）

（電話）03-3507-9153（直）

（主な個別案件）

地方の消費者を守る重層的な対策、国民生活センター運営費交付金：地方協力課 課長 太田

課長補佐 梅田 （電話）03-3507-9174（直）

令和２年度予算・機構定員要求について

令和元年８月
消費者庁

1 概要

- 本年９月、消費者庁は創設から１０年を迎える。この間、法制度の整備、法執行体制の強化、消費者教育の推進、地方消費者行政の充実・強化等、一定の成果があった。
- 令和２年度においては、こうした成果を踏まえ、消費者庁が、今後１０年を見据え、社会経済の変化に伴う新たな課題に適切に対応してくため必要となる予算・機構定員を要求する。
- 具体的には、以下の「２ 重点事項の柱」に沿って、
 - 地方の先進的な取組のモデル化、地方の人材育成、基盤整備等、国として真に措置すべき事項に重点化した地方消費者行政の充実・強化（第１の柱）
 - 食品ロスの削減を始めとする持続可能な社会の実現、事業者における取組の推進等、新たな課題への対応（第１、第４の柱）
 - 徳島の恒常的拠点化、消費者庁の人材力強化のための体制整備等、中期的な課題を見据えた政策立案機能の強化（第２の柱）
 - 厳格な法執行を始め、安全・安心な暮らしを守る体制の構築（第３の柱）などのために必要な要求を行う。

2 重点事項の柱

- １．「誰一人取り残さない」社会を目指した消費生活の実現
- ２． 徳島の恒常的拠点化・中期的な課題を見据えた政策立案
- ３． 安全・安心な暮らしを守る体制の構築
- ４． 事業者における取組の推進・ガバナンスの強化

3 概算要求額

区分	令和元年度 予算額	令和2年度 概算要求額※	増減額	増減率
一般会計	118.2 億円	146.3 億円	+28.1 億円	+23.7%
復興特会	3.7 億円	3.7 億円	±0 億円	±0%

※「新しい日本のための優先課題推進枠」40.0 億円を含む。

4 概算要求のポイント

1. 「誰一人取り残さない」社会を目指した消費生活の実現

(1) 地方の消費者を守る重層的な対策

- 地方消費者行政強化交付金 28.0 億円 (22.0 億円)
 - ◇ 地方消費者行政強化作戦 2020 を踏まえ、民法の成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育、出入国管理法の改正を踏まえた訪日・在日外国人向けの消費生活相談体制の整備、認知症高齢者の増加等に対応するための見守りネットワークの充実等、従来 of 体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体を支援する。
- 地方公共団体等モデル事業 1.6 億円

(新規)

 - ◇ 社会経済の変化に伴う新たな政策課題に対し、先進的な取組を積極的に進める地方公共団体等を公募等により選定し、地方におけるモデルとなる対応手法の検証を行う。
- 地方消費者行政人材育成事業 1.2 億円 (新規)

(独) 国民生活センター運営費交付金 2.9 億円 (新規)

 - ◇ 高齢化と担い手不足が深刻化する消費生活相談員の養成を図るとともに、地域において消費者問題の課題解決の担い手となる個人及び団体を育成する。全国の消費者行政職員・消費生活相談員が参加しやすいよう各地方で研修を実施する。また、各地の消費生活センターに PIO-NET 専用端末を増設する。

(2) 食品ロス削減の推進等

○ 食品ロス削減の推進

◇ 食品ロス削減に関する調査 0.5 億円（新規）

食品ロス削減推進法に基づき、食品ロスの実態や効果的な削減方法について調査を行うとともに、海外における食品の寄附等の実態を把握するための調査を行う。また、事業者等による優良な取組事例に対して表彰を行うことにより、広く国民に気付きを与え、行動を促す。

◇ 地方公共団体等モデル事業〔再掲〕

○ エシカル消費の推進 24 百万円（17 百万円）

◇ エシカル消費の概念の普及に向けて、地方でシンポジウムを開催し、先進的な事例の紹介を行う。

(3) 高齢者・若年者を消費者被害から守る対策

○ 地方消費者行政人材育成事業〔再掲〕 1.2 億円（新規）

◇ 地域において福祉部局等と連携して高齢者の見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の設置及び実効性向上を促すため、その担い手となる個人及び団体を育成する。

○ 若年者への消費者教育の推進 0.8 億円（0.2 億円）

◇ 令和4年度の成年年齢引下げを見据え、全国の全高校での消費者教育教材「社会への扉」を用いた授業実施に加えて、小・中学生や大学生などの幅広い若者に向けた効果的な消費者教育プログラムを開発する。

(4) 訪日・在日外国人の消費の安全の確保

○ 地方消費者行政強化交付金〔再掲〕 28.0 億円（22.0 億円）

◇ 出入国管理法の改正等を背景に今後更に増加が見込まれる訪日・在日外国人の消費に関わる安全確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。

○ 外国人にも分かりやすい食品表示の普及・検討等 0.8 億円（0.7 億円）

◇ 訪日・在日外国人の増加等に伴う食品への関心の多様化にも対応した食品表示制度の在り方について検討を行うとともに、食品表示制度の普及・理解促進に向けた取組を行う。

○ 訪日観光客からの消費者相談への対応

(独) 国民生活センター運営費交付金 40.5 億円の内数 (30.5 億円の内数)

- ◇ 独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日観光客からの消費者相談に多言語で対応する電話窓口を運用する。

2. 徳島の恒常的拠点化・中期的な課題を見据えた政策立案

○ 国際的な動向を踏まえた政策立案機能の強化

0.8 億円 (新規)

- ◇ 経済のデジタル化やグローバル化等に対応し、国際的な情報交換・分析等の重要性が増していることを踏まえ、国際交流や共同研究等を実施し、国際連携を強化するための環境整備を行う。

○ 徳島県における実証プロジェクト、中期的政策研究の充実

1.6 億円 (0.5 億円)

- ◇ SNS を活用した消費生活相談対応の普及に向けたモデル事業、食品ロス削減推進法に基づく市町村による食品ロス削減推進計画の策定、認知症高齢者の消費者被害の実態調査、高校生向け消費者教育の効果検証等のほか、中期的な政策の企画立案の素材となる研究を行う。

○ Society 5.0 時代における消費生活の課題への対応に関する調査

14 百万円 (新規)

- ◇ Society 5.0 の実現により消費者が受ける影響について調査するとともに、今後発生し得る消費者トラブルの芽を早期に発見し、その潜在的なリスク及び対応策を検討する。

○ PIO-NET の刷新

(独) 国民生活センター運営費交付金 [再掲]

40.5 億円の内数 (30.5 億円の内数)

- ◇ PIO-NET システムを刷新して情報セキュリティを強化するとともに、若者から相談しやすい環境の整備に向けて AI 技術を活用したチャットボットによる相談対応の導入等を行う。

3. 安全・安心な暮らしを守る体制の構築

○ 生命身体 の安全・安心の確保

1.5 億円 (1.1 億円)

- ◇ 子どもの事故防止に係る情報について、スマートフォンのアプリを活用するなど、より一層の周知啓発を行う。また、医療機関と提携して収集した事故情報を整理・分析する。

- 食品表示に関する情報提供の充実 1.3 億円（0.5 億円）
 - ◇ 加工食品の製造所固有記号（製造所所在地の表示に代わる記号）及び機能性表示食品の届出のデータベースについて、運用経費の削減及び情報セキュリティ強化のため新たなシステムへの更改に向けた設計・開発等を行う。
- 厳格かつ適切な法執行の実現 2.5 億円（2.4 億円）
 - ◇ 大型案件への行政処分が増加する中で、法違反となる取引に対して厳格な法執行を行う。また、特定商取引法の施行状況や諸外国の関連規制について調査を行う。
- 消費者団体訴訟制度の機能強化 1.0 億円（0.8 億円）
 - ◇ プラットフォーム事業者等による消費者被害の実態調査を行うとともに、適格消費者団体による変更届提出手続のオンライン化を進めることにより、消費者団体訴訟制度の機能強化を図る。
- 「消費者ホットライン 188」の広報 15 百万円（7 百万円）
 - ◇ 公共交通機関における広告や SNS での発信等を通じて、若者を始め、各世代へ戦略的に周知する。

4. 事業者における取組の推進・ガバナンスの強化

- 消費者志向経営（愛称：サステナブル経営）の推進 22 百万円（5 百万円）
 - ◇ 事業者の優れた取組事例の収集や、消費者志向経営の評価指標の開発を行うなど、消費者志向経営の更なる普及に向けた推進策を検討する。
- 公益通報者保護制度の実効性向上 0.8 億円（0.6 億円）
 - ◇ 公益通報に係る行政の「一元的相談窓口」開設・運用のための体制整備や、適切に内部通報を運用する事業者を認証する制度の発展に向けた検討を行う。

5 機構定員要求のポイント

1. 機構要求事項

- 審議官（徳島） 1
- 食品ロス削減推進室長 1
- 人事企画室長 1
- 事業者連携推進官 1

2. 定員要求事項 計 31 名（定員合理化により 6 名削減）

- 「誰一人取り残さない」社会を目指した消費生活の実現
 - ・ 食品ロス削減推進担当 4 名
 - ・ 地方消費者行政分析担当 2 名
- 徳島の恒常的拠点化・中期的な課題を見据えた政策立案
 - ・ 国際政策研究担当 4 名
 - ・ 徳島実証担当 3 名
 - ・ 徳島総合調整担当 2 名
 - ・ 人事担当 3 名
 - ・ サイバーセキュリティ担当 1 名
- 安全・安心な暮らしを守る体制の構築
 - ・ 事故情報分析担当 1 名
 - ・ 取引処分担当 6 名
- 事業者における取組の推進・ガバナンスの強化
 - ・ 消費者志向経営推進担当 3 名
 - ・ 公益通報者保護制度推進担当 2 名

令和２年度消費者庁予算概算要求（内訳）

（単位：百万円）

項 目 別	元年度 予算額	２年度 予算額	比較 増減額
【消費者庁政策費】			
○消費者行政の企画立案	136	264	128
○インターネット取引等に関する調査	47	128	81
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	27	27	0
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	78	97	19
○公益通報者保護の推進	63	80	17
○地方消費者政策の推進	168	476	308
（地方消費者行政強化交付金を除く。）			
○地方消費者行政強化交付金	2,200	2,800	600
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	56	203	147
○消費者政策の企画立案のための調査等経費	86	60	△26
○物価対策・事業者連携の推進	96	91	△5
○消費者安全に関する啓発の推進	35	47	12
○消費者の安全確保のための施策の推進	122	148	26
○消費者事故調査等の推進	82	80	△2
○消費者取引対策の推進	240	249	9
○消費者表示対策の推進	188	189	1
○食品表示対策の推進	267	363	96
【復興特別会計】			
○被災３県の消費者行政への支援（地方消費者行政推進交付金）	374	374	0
【その他】			
○国民生活センター運営費交付金	3,045	4,045	1,000
○消費者庁人件費	3,259	3,503	244
○消費者庁一般行政経費	1,625	1,753	128

消費者庁合計額 （※復興庁一括計上分を含む。）	義務的経費	3,981	4,283	302
	裁量的経費	7,839	10,344	2,505
	東日本大震災復興特別会計	374	374	0
	合計（一般会計＋復興特別会計）	12,194	15,001	2,807
	（うち一般会計）	11,820	14,627	2,807

※消費者庁新未来創造戦略本部に関連する令和２年度予算額は５．８億円

（令和元年度の消費者行政新未来創造オフィス関連予算額は３．５億円）。

※四捨五入の関係で、計数は必ずしも一致しない。

【参考】「新しい日本のための優先課題推進枠」要望一覧

(単位：百万円)

項 目 別 事 業 名		要望額
地方消費者行政の推進		
	地方公共団体等モデル事業	160
	地方消費者行政人材育成事業	118
	地方消費者行政強化交付金	2,800
国民生活センター運営費交付金		
	PIO-NET2020 システム刷新経費	645
	事故情報データベースシステム等の更新	131
	消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上	51
	研修の地方開催経費	94
合 計		3,999

令和2年度 重点政策課題

1. 「誰一人取り残さない」社会を目指した消費生活の実現

• 地方の消費者を守る重層的な対策

- 地方消費者行政強化交付金、地方公共団体等モデル事業、地方消費者行政人材育成、地方での研修実施、消費生活センターへのPIO-NET端末増設等

• 食品ロス削減の推進等

- 食品ロス削減に向けた実態調査・優れた取組への表彰、エシカル消費の推進

• 高齢者・若年者を消費者被害から守る対策

- 認知症高齢者の増加等に対応した見守り体制強化、成年年齢引下げに向けた若年者消費者教育等

• 訪日・在日外国人の消費の安全の確保

- 出入国管理法改正を踏まえた外国人相談窓口の整備、外国人にも分かりやすい食品表示の普及等

2. 徳島の恒常的拠点化・中期的な課題を見据えた政策立案

• 国際的な動向を踏まえた政策立案機能の強化

- 国際シンポジウム開催、海外消費者当局の職員向け研修等

• 徳島県における実証プロジェクト、中期的政策研究の充実

- SNSを活用した消費生活相談、市町村による食品ロス削減推進計画の策定、認知症高齢者の消費者被害の実態調査、高校生向け消費者教育の効果検証等

• PIO-NETの刷新

3. 安全・安心な暮らしを守る体制の構築

• 生命身体の安全・安心の確保

- 子どもの事故防止関連情報のスマートフォンでの配信、提携医療機関から収集した情報の整理・分析等

• 食品表示に関する情報提供の充実

- 製造所固有記号・機能性表示食品届出データベースのシステム更改等

• 厳格かつ適切な法執行の実現

- 行政処分事案の増加への対応、海外法制調査等

• 消費者団体訴訟制度の機能強化

- 適格団体の手続のオンライン化等

• 「消費者ホットライン188」の広報

- 公共交通機関での広告やSNSでの発信等

4. 事業者における取組の推進・ガバナンスの強化

• 消費者志向経営の推進

• 公益通報者保護制度の実効性向上

- 行政の「一元的相談窓口」開設・運用のための体制整備等

統計マイクロデータの提供、オンサイト利用の普及・推進

- ・ 改正統計法の施行により、統計マイクロデータの提供対象が拡大され、利用拡大が見込まれており、社会全体における統計データの利活用を一層推進
- ・ オンサイト利用による統計マイクロデータを活用した高度な研究や行政課題解決を支援
- ・ 我が国全体の研究活動の活性化のため、大学及び地方公共団体へのオンサイトの導入に関するコンサルティングの実施等、オンサイト施設の全国展開を推進
- ・ ユーザーの利便性の向上を図るため、オンサイト利用の発展・高度化を推進

データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用推進

- ・ 地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援、産学官における利活用ニーズへの対応、データによる課題解決事例の研究等、統計データの利活用を推進

統計データ利活用に関する人材育成

- ・ 政府統計の利活用に関する実践的なセミナーの実施を通じて統計リテラシーを有した“データサイエンス力”の高い人材を育成

